

圧縮水素の貯蔵量上限の緩和 主な経緯（事務局提出資料）

R7.3.19 内閣府 提出資料
①圧縮水素の貯蔵量上限の緩和

- 令和6年1月～2月 北海道・札幌市、福島県・浪江町からそれぞれ提案
- 令和6年4月9日 国家戦略特区ワーキンググループヒアリング 主なポイント

- ・ まずは北海道・札幌市、福島県・浪江町をモデルケースとして、特例許可の活用により、圧縮水素の貯蔵量上限の緩和を実現するための検討をスタートさせる。 他方、許可権者である自治体側でどこまで安全性を判断しきれるのか等の論点があり、国土交通省と経済産業省の協力を得ながら、安全基準等を具体化していくことが重要。
- ・ 個別許可ではなく一般化に向けては、圧縮水素スタンドの貯蔵量を合理化した前例を踏まえ、高圧ガス保安法側で一定の安全基準を定め、それを建築基準法側で引用する形で見直しを行うことが考えられる。
- ・ こうした前例もあるため、重要な国策である水素の普及に早くつながるよう、スピード感を持って、圧縮水素貯蔵量の上限規制の適用を除外するために満たすべき保安基準等の一般化に向けた検討を進めること。

- 令和6年6月4日 国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について（抄）
（第63回国家戦略特別区域諮問会議 資料3）

⑦圧縮水素の貯蔵量上限の緩和

- ・ 建築基準法上の用途制限における圧縮水素貯蔵量の上限規制について、特区提案に基づく先行的取組として、提案に係る水素貯蔵施設の整備を進めるため、経済産業省及び国土交通省が提案自治体と連携して、特例許可を受けるために必要な保安基準等を検討し、2024年度中に結論を得る。

その結論を踏まえつつ、水素の社会実装に向けて、両省が連携して上限規制の適用を除外するために満たすべき高圧ガス保安法等の保安基準を定めるための検討に速やかに着手する。

→ 今年度、内閣府の調整のもと、経済産業省・国土交通省の協力・助言を受けつつ、提案自治体を中心に検討を実施